

総務文教委員長報告

総務文教委員長 浜 盛幸

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第 52 号 鳴門市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について」ほか議案 4 件、請願 2 件であります。

当委員会は、9 月 12 日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案 5 件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願 2 件については、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第 52 号 鳴門市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員の部分休業制度の拡充等が行われたことから、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

委員からは、これまでの部分休業制度からどのように変わるのか、との質疑があり、理事者からは、これまでの部分休業制度は、勤務時間の始め又は終わりに 30 分単位で 2 時間以内の取得に限られていたが、改正後は、勤務時間内において 30 分単位で 2 時間以内の取得ができる第 1 号部分休業又は年間で 10 日相当の部分休業を 1 時間単位で取得できる第 2 号部分休業のいずれかを選択できるようになった、との説明がありました。

また、委員からは、部分休業の請求はどのタイミングで行うのか、との質疑があり、理事者からは、部分休業を取得する場合は、第 1 号部分休業又は第 2 号部分休業のいずれかを選択し事前に申し出たうえで、第 2 号部分休業を選択した場合には、実際に部分休業を取得する際に別途請求し、承認を得る必要がある、との説明がありました。

次に、委員からは、現行の部分休業制度の利用者数について質疑があり、理事者からは、部分休業制度の利用者数は、令和 7 年度は現時点で 6 名、令和 6 年度は 13 名である、との説明がありました。

また、委員からは、改正後の部分休業制度の利用者数はどのように見込んでいるのか、との質疑があり、理事者からは、第 1 号部分休業の利用者数はこれまでと大きく変わることはないと考えているが、第 2 号部分休業については、一定数の申出があるものと見込んでいる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 53 号 鳴門市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について」は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、当該法律の引用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 54 号 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ポスター及びビラの作成経費に係る公費負担の限度額が引き上げられたことから、政令に準じて関連する条例について所要の改正を行うものでありました。

委員からは、選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担の上限額の改正は、物価高騰を受けてのものなのか、との質疑があり、理事者からは、参議院議員通常選挙がある年の定例改正として、物価高騰に対応した改正が行われたものと認識している、との説明がありました。

次に、委員からは、この改正によりビラの作成に係る本市の負担額はどれくらい増加するのか、との質疑があり、理事者からは、上限となる枚数を作成した場合のビラの公費負担上限額は、市長の選挙においては、候補者 1 人あたり 12 万 3,680 円から 13 万 4,080 円に、市議会議員の選挙においては、候補者 1 人あたり 3 万 920 円から 3 万 3,520 円に増額となる、との説明がありました。

次に、委員からは、鳴門市議会議員及び鳴門市長の選挙におけるポスター掲示場の数について質疑があり、理事者からは、105 ヶ所である、との説明がありました。

また、委員からは、この改正により選挙運動用ポスターの作成に係る本市の負担額はどれくらい増加するのか、との質疑があり、理事者からは、候補者 1 人あたりの公費負担上限額は、37 万 3,170 円から 37 万 7,895 円に増額となる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 55 号 鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、国政選挙時における選挙長等の報酬の額が引き上げられたことから、法律に準じて、所要の改正を行うものでありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 59 号 財産の取得について」は、市内小中学校において使用する学習者用コンピュータを取得するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、購入するタブレット端末の解像度について質疑があり、理事者からは、1,366×768 である、との説明がありました。

また、委員からは、購入するタブレット端末の耐用年数について質疑があり、理事者からは、一般的なタブレット端末は概ね 4 年とされているが、5 年間使用する予定である、との説明がありました。

次に、委員からは、メーカーの選定理由について質疑があり、理事者からは、OS を Chromebook に指定しプロポーザルを実施した結果、端末のスペックやサポート体制の点で優位性のあった四国通建株式会社が提案した HP 製の機種となった、との説明がありました。

また、委員からは、よりスペックの高い機種もあると思うが、なぜこの機種になったのか、との質疑があり、理事者からは、県の補助金の 1 台あたりの上限額である 5 万 5,000 円を可能な限り超えない範囲で選定した結果、この機種になったと考

えている、との説明がありました。

次に、委員からは、本市単独の契約なのか、との質疑があり、理事者からは、県の共同調達では、メモリが4GBの仕様となり、本市が希望する8GBではなかったことから、本市単独で契約を行うこととした、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。